係るものを除く。）の額に相当する額

$BA_{令5}$ ＝ 0.00475

AZ'_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち省エネ改修等事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BA'_{令5}$ ＝ 0.00285

ε　当該都道府県の財政力指数に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし、当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

AZ''_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た脱炭素化推進事業債のうち電動車の導入等に関する事業に係るもの（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$BA''_{令5}$ ＝ 0.00285

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令5}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令5}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令5}(I_n \times J_n) + \sum_{n=16}^{令5}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{令5}(O_n \times P_n) + \sum_{n=令5}^{令5}(Q_n \times S_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=令5}^{令5}(Q_n \times S_n) \times (1-\alpha) \times \beta + \sum_{n=令5}^{令5}(R_n \times S_n) \times 0.56}{553\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成３年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{令4}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{令4}(G_n \times H_n) + \sum_{n=令3}^{令4}(I_n \times J_n) + \sum_{n=16}^{令4}(K_n \times L_n) - M \times 0.5 + N + \sum_{n=27}^{令4}(O_n \times P_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため昭和 34 年度から平成 10 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成３年度から平成 10 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度及び